

## 奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内に生息する飼い主がいない又は不明である猫（以下「飼い主のいない猫」という。）に不妊又は去勢手術その他必要な処置（以下「不妊去勢手術等」という。）を受けさせる奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、市民の良好な生活環境の保全を図るとともに、本市における猫の殺処分数を削減することを目的とする。

### (対象者)

第2条 事業を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する個人
- (3) 地域自治組織（自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。以下同じ。）の代表者

### (不妊去勢手術等の種類)

第3条 事業の対象となる飼い主のいない猫に受けさせる不妊去勢手術等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 不妊又は去勢手術及び耳先のV字カット
- (2) 不妊又は去勢手術が既に行われていると獣医師（市長が別に定める動物病院（以下「対象動物病院」という。）の獣医師に限る。）が判断した場合に実施する耳先のV字カット及びその判断を行うに当たり必要となる処置

### (手術券の交付の申請)

第4条 飼い主のいない猫不妊去勢手術等実施券（別記第1号様式。以下「手術券」という。）の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飼い主のいない猫不妊去勢手術等実施券交付申請書兼確認書（別記第2号様式。以下「申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請に当たって、不妊去勢手術等を受けさせようとする飼い主のいない猫の数は、1回の申請につき10頭以内とする。
- 3 同一年度内において不妊去勢手術等を受けさせようとする飼い主のいない猫の総数は、申請者が個人の場合にあつては同一世帯当たり10頭以内とし、申請者が地域自治組織の代表者の場合にあつては1団体当たり10頭以内とする。ただし、地域自治組織の代表者が申請を行う場合において、事業の実施状況等により市長が必要と認めたときは、この限りでない。

### (交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があつたときは、必要事項を聴き取った上、これを審査して手術券の交付の可否を判断し、適当と決定したときは飼い主のいない猫不妊去勢手術等実施券交付決定通知書（別記第3号様式）により、不適当と決定したときは飼い主のいない猫不妊去勢手術等実施券不交付決定通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

### (申請内容の変更等)

第6条 前条の規定により手術券の交付決定の通知を受けた者（以下「事業対象者」という。）は、不妊去勢手術等を実施できない等申請内容に変更等が生じたときは、次条第2項に規定する不妊去勢手術等の実施期限までに飼い主のいない猫不妊去勢手術等実施券交付申請に係る変更・中止承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(不妊去勢手術等の実施)

第7条 事業対象者は、第5条の規定により手術券の交付が決定したときは、次項に規定する日までの間に対象動物病院において当該飼い主のいない猫に不妊去勢手術等を受けさせなければならない。

2 前項の不妊去勢手術等は、手術券の交付決定のあった日の翌日から起算して30日以内又は交付決定のあった年度の末日のいずれか早い日までに受けさせるものとする。

(生息地域等の調査および指導)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、飼い主のいない猫の生息地域等の状況を調査することができる。

2 申請者又は事業対象者は、前項の調査に協力しなければならない。

3 市長は、第1項の調査により、申請者又は事業対象者が申請に当たっての確認事項を満たしていないと認めるときは、申請者又は事業対象者に対し、管理方法の改善その他の必要な措置を取るべきことを指導することができる。

(手術の費用)

第9条 不妊去勢手術等に係る事業対象者の費用は、無料とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。

(奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等補助金交付要綱の廃止)

2 奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等補助金交付要綱(令和2年奈良市告示第304号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日前に、前項の規定による廃止前の奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)第6条の規定に基づきなされた申請に係る補助金の交付については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。